

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例（平成30年11月9日京都市条例第24号）

（行財政局税務部税制課）

旅館業法の一部改正により，同法の項の移動が行われたため，法律の条文を引用する本条例の規定を整備することとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例

京都市宿泊税条例の一部を次のように改正する。

第3条中「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)